

# 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.006

処 分 名	都市公園の使用料・占用料の納付		
処 分 の 概 要	公園管理者以外の公園施設の設置、占用許可、行為許可等の許可を受けた者は、使用料又は占用料を納付しなければなりません。		
根拠条例等・条項	春日部市都市公園条例（平成 17 年条例第 150 号）第 13 条		
審 査 基 準	1 都市公園の占用許可による占用料		
	種別		占用料
	電柱、電話柱その他これらに類するもの及び諸管埋設	春日部市道路占用料徴収条例の例により市長が定める額	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		
	その他の占用	市長がその都度定める額	
	2 都市公園の行為による使用料		
	行為の種類	単位	使用料
	行商その他これに類する行為	1 m <sup>2</sup> につき 1 日	100 円
	業として行う写真の撮影	1 日	500 円
	業として行う映画の撮影	1 日	5,000 円
興行	1 m <sup>2</sup> につき 1 日	20 円	
競技会、展示会、博覧会、祭り その他これに類する催し	1 m <sup>2</sup> につき 1 日	10 円	
バーベキュー（既設の炉を使用する場合に限る。）			
内牧公園	1 炉につき 1 日	1,000 円	
庄和総合公園	1 炉につき 1 日	1,000 円	
標準処理期間	使用又は占用を許可した際		
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日		
申請時期			
申請方法	指定された納付場所にて納付		
備 考			

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市都市公園条例

(使用料等の額)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料又は占用料を納付しなければならない。

(使用料等の徴収)

第14条 前条第1項の規定による使用料又は占用料は、使用又は占用を許可した際徴収する。

2 前条第2項の規定による使用料は、使用を許可した際徴収する。

3 使用期間又は占用期間が引き続き1年以上にわたる場合には、市長は年ごとに年額で徴収することができる。

4 使用料又は占用料の額が月単位として定められている場合において、使用又は占用の日数に1か月未満の端数を生じたときは、使用料又は占用料の額は、その月の日数に応じて日割計算により算出する。

5 面積の計算については、1平方メートル未満の端数は、1平方メートルに切り上げて計算する。